

第3回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和2年9月25日(金)午後1時55分
閉 会 令和2年9月25日(金)午後2時25分
場 所 市役所北庁舎3階第5会議室

2 会議録署名委員

- 3番 堀江甚貴委員 5番 高木一郎委員
12番 市川耕作委員(会長)

3 出席委員

- 3番 堀江甚貴委員 4番 菊池伸明委員
5番 高木一郎委員 6番 石川孝治委員
7番 平田佳子委員 9番 小林茂委員
11番 小牧直子委員 12番 市川耕作委員
14番 伊藤久夫委員 16番 岡田正宏委員
18番 榎本重雄委員 19番 石坂成雄委員
20番 戸井田昭次委員

4 出席を要さない委員

- 1番 筒井敏彦委員 2番 松村昌治委員
8番 住崎岩衛委員 10番 大室正行委員
13番 澤井正委員 15番 千金楽千詠委員
17番 志水清隆委員

5 議 長

- 12番 市川耕作委員(会長)

6 事務局(説明員)

小柴靖也局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員
林光夫事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について
 - (2) 農地パトロールについて
 - (3) 9月度の活動報告について
 - (4) 次回の総会開催日
 - (5) その他

午後 1 時 5 7 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。定刻少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第 3 回府中市農業委員会総会を開会します。

先週 1 8 日の昭島で開かれた研修会に参加された方、お疲れさまでした。農業委員会の役割と制度、さらに特定生産緑地制度の説明がありました。いろいろ勉強になったかと思います。特に特定生産緑地については、知らなかつた、忘れていた等々漏れがないようにすることに最も配慮しなければならないと改めて思いました。四谷では各支部長にお願いして、それぞれの班長さんに生産緑地を持っている人に手続きをしているか確認してもらい、漏れを防ぐようにする予定です。皆さまの地区でもいろいろなやり方で漏れを防いでいただきたいと存じます。

それでは会議に入ります。本日は、土地利用部会の皆さんと農業経営部会の正副部会長さんにお集まりいただいております。

出席者は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

ご異議がないようですので、会期は本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、3 番、堀江委員さん、5 番、高木委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、感染リスクの低減を図りたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていることから、省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。申請件数は 2 件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第 1 号議題の説明文

第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項、届出者は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、緑町〇の〇〇の〇〇、2 2 8 平方メートル。届出書が到達した日は令和 2 年 8 月 1 1 日、転用の

目的は共同住宅となっております。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

なお、現地はもともと駐車場でしたが、そこに共同住宅を建築し、ほぼ完成の段階で転用届出書が出されたものです。

第2項、届出者は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、688平方メートル。届出書が到達した日は令和2年9月8日、転用の目的は一戸建貸家住宅6棟となっております。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地確認は菊池委員さんをお願いしています。

第2項は小林委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、こちらは既にアパートが建っていますが、もともとは駐車場でした問題はありません。

○議長（市川委員） はい、第2項、小林委員さん如何ですか。本件の現地確認は私です。8月16日に現地に行きました。

○委員（小林委員） はい、9月20日に現地確認に行きました。草は生えていますが問題はりません。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は6件です。事務局から申し上げます。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は東大和市南街〇の〇〇の〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、〇〇〇、紅葉丘〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、235平方メートル

で、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年8月11日、転用の目的は建売住宅2棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

第2項、使用借人は是政〇の〇〇の〇、〇〇〇、使用貸人は是政〇の〇〇の〇、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、238平方メートルで、使用貸借権の設定でございます。

権利の存続期間は永久となっています。届出書が到達した日は、令和2年8月24日、転用の目的は専用住宅となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第3項、譲受人は押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇〇、35平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年8月28日、転用の目的は当該地東側の会社の通路となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。

第4項、譲受人は群馬県高崎市栄町〇の〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、348平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年8月31日、転用の目的は建売住宅3棟となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。以上の第3項、第4項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第5項、賃借人は港区芝〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、取締役常務執行役員〇〇〇〇〇〇〇〇、賃貸人は美好町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は本町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計3筆、925平方メートルで、賃借権の設定でございます。権利の存続期間は令和2年9月14日から令和4年9月13日となっています。届出書が到達した日は、令和2年9月1日、転用の目的は京王線盛土部分改修工事の資材置場となっています。

10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

第6項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締

役〇〇〇〇、譲渡人は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇、〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計8筆、1,901平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年9月8日、転用の目的は当該地西側の太線部分を含め建売住宅15棟となっています。

12ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

第2項は伊藤委員さんをお願いしています。

第3項、第4項は市川会長さんをお願いしています。

第5項は住崎委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日、出席していませんので、事前に現地確認の結果の報告をいただいております。雑草は生えているが問題ないとのことでございます。

第6項は小林委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、岡田委員さん如何ですか。

○委員（岡田委員） 8月25日に確認に行きました。更地になっていて、木枠で囲っている状況でした。問題ありません。

○議長（市川委員） 第2項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、自家消費の野菜が若干植えてあり、その他は草が生えています。測量が終わり来年早々に工事が始まるそうです。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、次の第3項、第4項は私です。まず、第3項ですが6ページの案内図を見ると解るのですが、当該地の東側にある工事会社の出入りに使う通路として以前より借りて使っていたそうで、ここで購入するとのことでした。第4項は以前にもありましたが、相続で売却せざるを得ないとのこととやむを得ないと思います。

第5項は先ほど事務局から報告があったとおりです。

○議長（市川委員） はい、第6項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、9月20日に現地確認に行きました。柿の木やなしの棚がそのまま残っていましたが特に問題はりません。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第6項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局からお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は府中市日新町〇の〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は日新町3の1の〇、〇、〇、〇、〇、〇〇の合計6筆、田、1、995平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は府中市本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は分梅町〇の〇〇の〇、田、1、309平方メートル。

2ページから4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

6ページから8ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で9ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第2項は松村委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日、出席していませんので、事前に現地確認の結果の報告をいただいております、きれいになっており問題ないとのことでございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、石川委員さん如何でしょうか。

○議長（石川委員） 9月20日に現地に行ってきました。現地は適正に管理されておりました。以上です。

○議長（市川委員） はい、第2項は事務局報告のとおりです。

他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願いの件数は2件です。事務局からお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成29年9月5日から令和2年8月31日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇の〇、〇、〇、〇〇の合計4筆、畑、1,012.08平方メートル。

第2項、次の者が平成29年11月3日から令和2年9月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は紅葉丘〇の〇〇の〇〇、〇〇の〇の合計2筆、畑、1,538.51平方メートル。

2から5ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

7から9ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、ブルーベリーを生産しています。

10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

第2項は戸井田委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、石坂委員さん如何ですか。

○委員（石坂委員） はい、9月20日に畑を見てまいりました。自家消費の野菜を作っており、適正に管理されています。

○議長（市川委員） はい、第2項、戸井田委員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） はい、現地調査をした結果、特に問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします。

次に、7「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事務局からの説明は省略して、質問等があればお願いいたします。

まず(1)「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かありますか。(「異議なし」の声)

○議長(市川委員) はい、異議なしの声がありましたので、次の(2)「農地パトロールについて」に入ります。

パトロールは、毎年、委員さんを2人か3人のグループに分け実施しています。今回、割り当てられた農地の状況を10月末までに、担当委員さん同士で相談しながら調査をしていただきたいと思います。

次に(3)「9月度活動報告について」ですが何かありますか。(…)

それでは、次に、(4)の「次回の総会開催日」ですが、10月20日、火曜日、午後2時から第5会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に、(4)のその他ですが、九州豪雨災害の義援金の文書が配られていますが、そこに記載の通り、大きな災害があった場合に全国農業会議所を通して、災害にあわれた農業者の方々の再建の一助になるように、義援金を寄付してきていますが、今回も呼びかけがありましたので、従来と同様に親睦会から10万円を寄付したいと思いますが、如何でしょうか。(「異議なしの声」)

○議長(市川委員) はい、それでは義援金を寄付することといたします。

その他、委員さんからありますか。

○委員(岡田委員) はい、農地パトロールで、割り当てられた場所で家に囲まれていて状況が分からない場所があり、その家の了解を得なければ確認できないのですが。

○事務局(小柴事務局長) はい、そのような場合は現地の状況を見たまま報告して頂ければと思います。無理して見る必要はありません。

この調査は資産税課が農地の調査をして、耕作状況が良くないところの確認の依頼が来ているものなので、もともと耕作状況に問題があるのを念頭をお願いいたします。

○委員(戸井田委員) はい、農地パトロールで、グループ全員で見に行くのか、割り当ての場所を分けて、それぞれ見に行くのか。どうしたらいいですか。見た結果を記載するには皆で見行き、相談した方が書き安いと思うのですが。

○事務局(小柴事務局長) はい、結果についてはグループで話し合ってください、

個人の意見を書いてもグループで相談して書いてもどちらでも良いと考えていて、提出されたものをそのまま資産税課に回答いたします。

いずれにしろ、農地としてどうかでなく、現況をそのまま記載していただければ結構です。また、調査を進めている段階で疑問点等が生じた場合は、事務局にその都度、問合せいただければと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（市川委員） はい、それでは委員の皆さまよろしくお願いします。

他に委員さんからありますか。（…）

なければ、事務局から何かありますか。

○事務局（加藤主査） はい、会長、本日、東京都指導農業士のパンフレットをお配りしていますが、この東京都指導農業士の概略としましては、東京都ないしは東京都農林水産振興財団が新規就農者や既に就農されている方の技術向上を図るための研修を実施する際に、受入れ先となる農家さんを指導農業士として認定し、受皿のなっただけでなく東京都の制度となります。

パンフレットを開いていただきますと認定までの流れが記載してありまして、申請者は市の農業委員会の推薦を経て東京都に申請をしますが、今ちょうどこの申請を受付ける時期でございまして、本年度、白糸台の〇〇〇〇さんが認定申請をされるので、そのご報告をするものです。以上でございます。

○議長（市川委員） はい、この件でご質問等ございますか。（…）

他にありますか。（…）

それでは、これで「第3回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

今回も新型コロナウイルス感染防止の観点から、出席委員さんの人数を開催要件を満たす程度に抑制しました。

今後も感染はまだまだ続くと思われますので、次回も出席委員さんの人数を絞ることになると思いますので、その際はご協力をよろしくお願いします。本日はありがとうございました。

午後2時25分閉会